

## 有害鳥獣対策の各種支援について



【問い合わせ】林政課森林整備係 ☎ 85-6125

## ■ 狩猟免許および銃砲所持許可などの取得に係る費用の一部を補助します

鳥獣による農作物被害の減少および人身被害の防止を図るため、新規に狩猟免許および銃砲所持許可などの取得に必要な費用の一部を予算の範囲内で補助します。詳しくはお問い合わせください。

●対象者 次のいずれにも該当する方

①町内に住所を有し、令和8年4月1日から令和9年2月28日までの期間に狩猟免許を取得した方

※第一種銃猟免許（散弾銃、ライフル銃）取得者については、補助金交付申請時において、65歳以下の方が対象です。

②山形県猟友会西おきたま支部白鷹分会（以下「猟友会」という）に入会し、町内の有害鳥獣捕獲活動に積極的に従事することができる方

③これまでに白鷹町新規狩猟免許取得等支援事業費補助金の交付を受けたことがない方

●補助率 次に記載する経費の2分の1（上限：わな猟免許5万円、銃猟免許10万円）

①狩猟免許取得に係る経費                      ②銃砲所持許可に係る経費                      ③銃砲の所持に係る経費

④狩猟者登録に係る経費                      ⑤猟友会の入会に係る経費

## ■ 農作物被害防止用の電気柵の設置費用の一部を補助します

鳥獣による農作物被害を軽減するため、耕作地などに電気柵を設置するために必要な費用の一部を予算の範囲内で補助します。

●対象者 販売農家または販売農家グループ、自家用農家

※電気柵を農作物収穫前に耕作地などに設置完了できる方に限ります。

●補助率 電気柵の設置に係る経費の3分の1（上限10万円）

※自家用農家の場合は、上限が1万円となります（ただし、3戸以上で連たんする農地に共同で設置する場合は上限10万円となります）。

※購入設置する前の申請が必要となりますので、必ず事前にお問い合わせください。

※補助金交付決定前の購入費用は対象外となりますので、ご注意ください。

## ■ 地域ぐるみで行う鳥獣被害防止対策を支援します

地域において有害鳥獣被害防止計画を立て、地域ぐるみ（集落）で広域電気柵を設置する場合、資機材一式をその地域に貸与する事業です。

●事業名 「令和8年度地域ぐるみで行う鳥獣被害対策支援事業」

●事業対象 おおむね町内単位の集落（受益者3戸以上）

●募集地区 1～2地区

●申請に必要なもの ・事業計画書 ・実施区域の受益者名簿 ・被害状況の一覧（整理簿、写真等）  
・設置箇所図

●募集期間 5月18日（月）～6月18日（木）まで

《注意点》

1. 集落のどの箇所に電気柵を設置するか、延長はどの程度になるかなど、集落内で綿密に話し合いを行い、現地を確認しながら検討してください。また、合意形成を図る際に行った会議の議事録等を作成してください。
2. 作付けしている品目や被害状況（被害面積、被害量等）について整理簿等にまとめてください。
3. 電気柵設置および撤去、下草刈りの実施などに関する維持管理規定を作成してください。

※申し込みが多数の場合、申請内容を審査の上、実施地区を選定します。まずは担当までご相談ください。

## ■ 新やまがた就職促進奨学金返還支援事業の助成候補者を募集します

山形県における将来の担い手となる若者の県内回帰・定住を促進するため、県と市町村が連携して奨学金の返還支援事業を実施します。詳しい応募要件や申込方法は県または町ホームページをご覧ください。

下記は在学生向けの支援内容ですが、同時に県外に就業後県内へUターン就業される方向けの募集も行っています。

### ● 募集対象者

大学院、大学、高等専門学校、短大、専門学校の在学生で、県内企業等へ就業（公務員は対象外）または県内で創業を希望する方

### ● 対象奨学金

日本学生支援機構第一種奨学金、第二種奨学金

### ● 助成候補者の認定

予算を上回る応募があった場合には、助成候補者に認定されない場合があります。

### ● 助成金額

2万6千円×令和8年4月以降に奨学金の貸与を

例) 4年制大学を卒業した場合  
2万6千円×48カ月=124万8千円  
を上限に支援します。

※応募書類を提出した市町村以外の県内に居住した場合は、助成額が1/2になります。

### ● 募集期間

5月18日（月）～6月30日（火）

※郵送の場合は必着

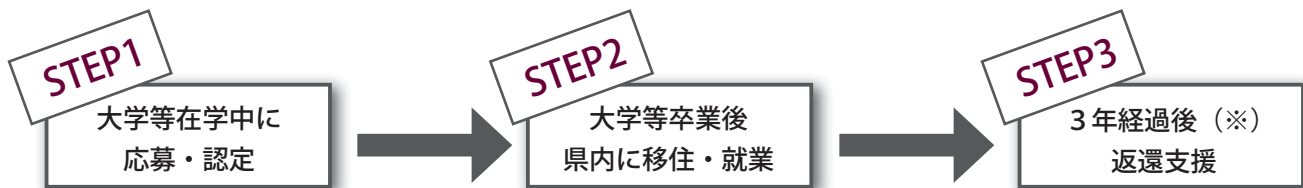
詳細は二次元バーコードよりご確認ください▶



県HP



町HP



※返還支援後さらに2年間、県内居住・就業を継続する必要があります。

## ■ 白鷹町正社員化促進事業奨励金について

白鷹町では、人材の確保・定着を促進するため、町内の中小企業事業主の皆さんが、非正規雇用労働者を正社員に転換した場合に、国のキャリアアップ助成金（正社員化コース）に上乗せして町奨励金を支給します。

町奨励金の額は区分に応じて7万5千円から20万円となります。詳細や申請手続きについては町ホームページをご覧ください。

区分	1人当たり		
	キャリアアップ助成金 重点支援対象者（国）	キャリアアップ助成金 左記以外（国）	正社員化促進事業 （白鷹町）
有期→正社員	Ⓜ 80万円	Ⓜ 40万円	Ⓜ 15万円
			Ⓜ 20万円
無期→正社員	Ⓜ 40万円	Ⓜ 20万円	Ⓜ 7万5千円
			Ⓜ 10万円

※ Ⓜ：中小企業事業主 Ⓜ：小規模事業主

※重点支援対象者については国のホームページをご覧ください。

【各申請・問い合わせ】 商工観光課商工振興係 ☎87-0696